

令和元年10月17日
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ
～令和元年台風第19号による大雨に伴う洪水警報・注意報の発表基準の
暫定的な運用について～

令和元年台風第19号による堤防の決壊等の被災状況を考慮し、洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用します。

令和元年台風第19号による大雨により、多くの河川で堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生しました。これらの河川では、河川施設が復旧するまでの間、比較的少ない降雨でも洪水害が発生する可能性があります。

このため、地方气象台が発表する洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

暫定基準：通常基準の7割

暫定基準を設ける市町村：宮城県、福島県、茨城県、栃木県の全市町村

なお、引き続き、河川施設の復旧状況や降雨と災害との関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。